

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 11 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23330020

研究課題名(和文)独占禁止法を中心とする経済法の国際的執行に関する経済法学・国際経済法学的研究

研究課題名(英文) A study of international enforcement of competition law from the perspective of jurisprudence of economic law and international economic law

研究代表者

土田 和博 (Tsuchida, Kazuhiro)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：60163820

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 17,300,000円、(間接経費) 5,190,000円

研究成果の概要(和文)：本共同研究は、独占禁止法の域外適用、国際的執行について、諸外国と比較するため、2011年に東アジアの研究者と合同セミナーを行い、12年には米国司法省、法律事務所(ワシントンDC)および欧州委員会、法律事務所(ブリュッセル)でヒアリングを行った。この間、研究成果の一部を土田和博編著『独占禁止法の国際的執行』(2012年、日本評論社)、『競争法の国際的執行』(日本経済法学会年報34号、2013年、有斐閣)として刊行する共に、3年間の共同研究の締括りとして、2014年3月に早稲田大学にて、欧米アジアからの報告者を招いて「グローバル化時代における競争法の国際的執行」と題する国際シンポジウムを行った。

研究成果の概要(英文)：In order to compare the extraterritorial reach and the international enforcement of antimonopoly law among countries, in 2011 we held a joint-seminar with researchers from East Asia, and in 2012 we had interviews with the United States Department of Justice, law offices in Washington DC, the European Commission, and a law office in Brussels. During that time, as a part of achievements in the research, we had "International Enforcement of Antimonopoly Law" (Nippon Hyoron Sha Press 2012) written and edited by Kazuhiro Tsuchida, and "International Enforcement of Competition Law" (The Annual of The Japan Association of Economic Law, No.34, Yuhikaku Press 2013) published. And as a conclusion of the three years' joint-research, we invited speakers from America, Europe and Asia, and held an international symposium named "International Enforcement of Competition Law- In The Age Of Globalization" in Waseda University in March 2014.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、社会法学

キーワード：独占禁止法 競争法 域外適用 国際的執行 規律管轄権 執行管轄権 効果主義 国際カルテル

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 日本の独占禁止法の域外適用に関する従来の研究は、主として、( )国家管轄権を規律管轄権、執行管轄権、裁判管轄権に分類した上、( )規律管轄権について、どのような場合に域外適用が可能かを追究し(属地主義、客観的属地主義、帰責理論、実施理論、効果主義・理論など)、( )主として日本企業が外国独禁法(主にアメリカ反トラスト法)の適用を受ける場合に不当に管轄権が及ばないようにすることを実際上の目的とするものであった。

(2) これに対して、東アジア諸国における工業化・ネットワーク化の進展やカルテル、企業結合、独占化行為・市場支配的地位濫用行為を共通に禁止する独禁法制の世界的簇生、規律管轄権原理としての効果主義や実施主義の一般化に伴って、むしろ日本の独禁法を外国の企業に適用する必要性が生じ、その場合の規律管轄権、執行管轄権、要件論上の諸問題等の検討が求められるようになっていく。

### 2. 研究の目的

(1) このような観点から、本研究は、独禁法について、特に国際法上認められる規律管轄権の内容および独禁法の要件上なお詰めるべき論点(一定の取引分野や課徴金算定の基礎としての「売上額」等)を析出することを目的とすることとした。

(2) また国際カルテルや国際的含意を有する企業結合に対する各法域の競争法の適用から生じる可能性のある問題を分析し、これに対する解決方法を検討することをも目的とするものであった。要するに、本研究はグローバル化時代の独禁法の国際的適用のあり方を検討するものであった。

### 3. 研究の方法

下のように年度別に、より具体的な研究課題、国際セミナー・シンポジウム等の開催、刊行物の公表、海外調査から構成される研究計画を定めて実施した。

平成 23 年度

国際カルテルを主たるテーマとして、中国、韓国の研究者との合同セミナー、中間報告書のリライト、ボン大学セミナー等。

平成 24 年度

国際的企業結合を主たるテーマとして研究を実施し、アメリカ(司法省、AAI、法律事務所)、EU(欧州委員会、法律事務所)等にヒアリング調査を実施し、土田和博編著『独占禁止法の国際的執行 グローバル化時代の域外適用のあり方』(日本評論社)を刊行した。

平成 25 年度

最終年度である本年度は、総括的に国際シンポジウムを開催して研究成果を示した(欧米

アジアからパネリストが参加)。また今年度に中国(北京市、西安市)において独禁法の域外適用・国際的執行をテーマとしてセミナーを開催するとともに、日本経済法学会の「競争法の国際的執行」をテーマとするシンポジウムにおいて、本研究の代表者、分担者、協力者が報告者、コメンテーターを務めた。

### 4. 研究成果

#### (1) 独禁法の域外適用の法構造

国際法の管轄権に関する議論も踏まえて検討した結果、独禁法の域外適用は、規律管轄権、国際礼讓、要件、執行管轄権、裁判管轄権が、概ねこの順で問題になる(ただし、日本の独禁法に関しては、裁判管轄権や準拠法の議論が十分でなく、今後の検討課題とするほかない)。

#### (2) 規律管轄権

まず規律管轄権については、「反競争的な効果または行為が日本の領域内にあれば、それをもたらした事業者に対して日本の独禁法が適用される」とする趣旨の管轄権規定であれば、国際法上も許容される。すなわち、このような管轄権原理は、国際法上も主観的属地主義と領域内で完結する帰結の内容として一定の反競争的效果を含める客観的属地主義によって、あるいは効果理論によって緩和された属地主義ないし端的に効果主義によって許容されること、国際的事件に関する公正取引委員会の審決、排除措置命令、企業結合に関する規定と運用例に最も整合的であること、領域内で行われる行為を根拠として管轄権を認めることにより、“近隣窮乏化策”ともいうべき輸出カルテルや被害者が外国に所在する私的独占、不公正な取引方法など反競争的效果が領域外で生じる(したがって効果主義では捕捉できない)類型をも規制でき、国際協力に資することなどの利点があると考えられる。

#### (3) 反競争的效果について

(2) で述べた規律管轄権規定のうち反競争的效果については、次のような問題がある(いわゆる部品問題と商流・物流問題)。

国際カルテルが部品について行われ、それを組み込んだ完成品が日本国内に輸入された場合、規律管轄権の有無は、部品カルテルと完成品の反競争的效果の間に相当因果関係があるか否かを検討するというものである(米国司法省のアプローチ)。この場合、部品の価額が完成品の価額に占める割合が高いような場合、部品カルテルが完成品の値上げ等の反競争的效果につながったとみて規律管轄権を肯定することができる。

また、例えば国内の事業者が外国で行われたカルテルによって引き上げられた価格で商品を購入し、第三国に転売したが、その商品は直接、第三国に運送され、そこで販売されるような場合、商流としては日本

の領域に入っているが、物流としては入っていない。このような場合に日本の管轄権が及ぶのかどうか問題になる。この問題は、「効果」が領域内に及ぶというためには、消費者にまで反競争的效果が及ぶ必要があるのか、それとも事業者に対する効果で足りるのかという問題とも相当程度に重なる。この問題について、管轄権の有無と事件選択の優先順位とは別問題であるとの立場から、管轄権の問題としては物流か商流のいずれか一方（換言すれば、事業者に対する効果）で足りると解する考え方がありうる。

#### （４）執行管轄権、裁判管轄権

執行管轄権については国際法の原則は明確であり、一般に人の逮捕や財産の差し押さえ等、私人に対して強制的な権限を外国で行使することは、当該外国の同意がない限り、許されないというものである。したがって、競争法の関係で何が私人に対する強制的な権限の行使に当たるかが問題になる。排除措置命令や課徴金の納付命令はもちろん、外国に所在する事業者であって日本国内に支店等のないものに対する文書提出命令も執行管轄権の行使に該当すると解される。したがって、競争当局が外国企業に課徴金の納付を命じようとしても当該外国の同意が得られず、または外国企業が支払いを拒否する可能性がある。その場合、当該外国企業が納付を命じた国に資産を保有していれば、命令を行う国はそれを差し押さえて競売にかけ、そこから課徴金・行政制裁金を徴収することは可能と考えられる。

裁判管轄権については、日本でも民事訴訟法が「第２章第１節 日本の裁判所の管轄権」に、取引や財産関係の訴えに限ってであるが規定を設けている（国際裁判管轄）。例えば３条の３第８号は、「不法行為に関する訴え」につき「不法行為があった地が日本国内にあるとき（外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することができないものであったときを除く。）」に「日本の裁判所に提起することができる」として、行為地のみならず結果発生地が日本国内にある場合を含むが、後者は結果発生の予見可能性を要求して過剰な管轄を排除している。独禁法については国際裁判管轄が裁判上問題となった事件が乏しいこともあり、十分な議論が行われているとは言い難い（準拠法の問題も同様）。

#### （５）要件上の諸問題

国際カルテルにおける「一定の取引分野」の画定が１つの重要な問題であるが、公取委は、国際市場分割協定であっても、一定の取引分野を外国の需要者を含まず、国内需要者に限定して画定している点が注目される。これは独禁法の目的（日本の競争秩序の維持）から導かれるほか、外国の需要

者に対する売上を課徴金の算定基礎から除外する趣旨に出たものでもあろう。この画定方法は、外国の競争当局の金銭的サンクションと算定の基礎が重なれば、十分な根拠があるとは思われないが生じ得る二重処罰であるとの主張を避ける意味もあるものと考えられる（他の競争当局も概ね同様の算定方法を採用しているようである）。

また課徴金算定の基礎となる「売上額」については、７条の２は「当該商品…の政令で定める方法により算定した売上額」とするのみで、国内売上額のみ限定してはいない。それゆえ、ケースによっては、外国における売上額に基づいて課徴金を算定せざるを得ない場合もありうると考えられる。

#### （６）外国の法制度

アメリカ反トラスト法がこの分野について最も展開がみられる。特にFTAIAによって導入されたシャーマン法 6a 条は、国際カルテルなどの「直接的、実質的、合理的に予見できる効果（a direct, substantial, and reasonably foreseeable effect）」がアメリカの領域に及べば、シャーマン法を適用できるとしている。その意味は、「直接的」＝中間地点、中間業者、中間的製造工程を経由することなしに直ちに生じるという意味ではなく、これらを経由していても国際カルテル等が原因となってアメリカの領域に反競争的效果が生じれば足りること、「実質的」＝日本の独禁法 2 条 6 項などにいう競争の「実質的」制限とは異なり、取るに足りない量ではない（not insufficient）こと、「合理的に予見可能な」＝反競争的效果の発生を意図したことは必要でなく、客観的に予測可能であることという米国司法省・FTC の見解が有力になりつつある。

#### （７）管轄権の抵触を防止、回避する方策

各法域の競争法が並行的に適用されることに伴う問題（国際カルテル事件における二重処罰という主張の回避、国際的企業結合の異なる判断の回避、問題解消措置の整合性の確保等）に対応するため、各国競争法の実体的、手続的収斂と一定レベルの執行を確保することによって、条約や協定によらない方法でこれらが目指していた目的に接近しようとする試みがある。特に国際競争ネットワーク（International Competition Network: ICN）は、基本的には各国の競争当局のネットワーク組織であるが、各国独禁法の収斂（convergence）について、OECD と共に最もその役割が期待されているものの一つである。WTO が単一の世界競争法を執行する（あるいは紛争解決機能を提供する）超国家機関として機能する可能性が遠のいた現在、ICN は各国の独禁法の内容と執行を一定の水準に収斂させ、ハーモナイズさせうる最も有望なフォーラムであると評価されている。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計30件)

土田和博、「独占禁止法の国際的執行: 逡巡、適用、協力」、日本経済法学会年報、34号、2013年、1-19頁

土田和博、「米国の独占的電気事業者とシャーマン法2条」、舟田正之編著『電力改革と独占禁止法・競争政策』、有斐閣、273-293頁、2014年2月

須網隆夫、「EEA法の法的性質: EU法・EEA法・国際法」、法律時報(特集等多元的法秩序間の調整メカニズム: ヨーロッパ経済領域を素材に)、85巻8号、2013年、61-66頁

須網隆夫、「ヨーロッパにおける憲法多元主義: 非階層的な法秩序像の誕生と発展」、法律時報(特集等国際法秩序構想の諸系譜と現在)、85巻11号、2013年、43-48頁

東條吉純、「独禁法の適用範囲 国際カルテルを中心に一」、日本経済法学会年報34号、2013年、20-36頁

越知保見、「部品カルテル問題と日米欧独占禁止法の域外適用(1) 域外適用問題第3ステージへ」、国際商事法務41巻10号、2013年、1463-1474頁

越知保見、「部品カルテル問題と日米欧独占禁止法の域外適用(2・完) 域外適用問題第3ステージへ」、国際商事法務41巻11号、2013年、1609-1622頁

泉水文雄・多田敏明・長澤哲也「国際カルテル規制の最前線」ジュリスト1462号12-44頁、2014年1月

長谷河亜希子、「米国のフランチャイズ規制とその課題」、自由と正義65号、2014年3月、54-58頁

林秀弥、「競争法分野における国際協力」、名古屋大学法政論集(特集等松浦好治教

授退職記念論文集)、250号、2013年、217-266頁

多田敏明、「企業結合規制における市場画定」、ジュリスト1451号、19-26頁、2013年

多田敏明、「囲い込み事案と適用条項」、『競争法の理論と課題』、285-306頁、2013年

渡辺昭成、「EU機能条約101条1項における非競争的利益の考慮(1)」、国土館法学46巻、82-55頁、2013年

長谷河亜希子、「韓国フランチャイズ調査報告と日本のあるべきフランチャイズ法制、消費者法ニュース96号、2013年、268-270頁

大久保直樹、青柳由香、安藤至大、市川芳治、多田英明、宮澤信二郎、笠原宏、宇津木達郎、白石幸輔、久野慎介、多賀根健、「EU国家補助規制の考え方の我が国への応用について(第2部第3章4・5節を担当)」、『公正取引委員会競争政策研究センター、2013年、42-57頁

越知保見、「域外適用から国際的執行へ」、土田和博編著『独占禁止法の国際的執行 グローバル化時代の域外適用のあり方』、日本評論社、2012年、33-56頁

岡田外司博、「アメリカ反トラスト法における最近の域外適用の動向」、土田和博編著『独占禁止法の国際的執行 グローバル化時代の域外適用のあり方』、日本評論社、2012年、171-194頁

渡辺昭成、「イギリス競争法の域外適用」、土田和博編著『独占禁止法の国際的執行 グローバル化時代の域外適用のあり方』、日本評論社、2012年、213-236頁

瀬領真悟、「競争法の国際的エンフォーースメント・国際的執行協力」、『国際経済法講座 通商・投資・競争』430-449頁、2012年、法律文化社

瀬領真悟、「企業結合規制における市場支

- 配力立証の新展開：水平型企業結合規制を対象として」、日本経済法学会年報 33号 18-41頁、2012年、有斐閣
- 21 林秀弥、「轉換期のウズベキスタン競争法」、土田和博編著『独占禁止法の国際的執行 グローバル化時代の域外適用のあり方』、日本評論社、2012年、259-302頁
- 22 若林亜理砂、「EU 競争法の域外適用について」、土田和博編著『独占禁止法の国際的執行 グローバル化時代の域外適用のあり方』、日本評論社、2012年、195-212頁
- 23 青柳由香、「グローバル市場における EU 規制 - EU 競争法の対外的な規制力』、『EU の規制力』遠藤乾、鈴木一人編、日本経済評論社、2012年、111-128頁
- 24 青柳由香、「公共サービスに対する EU 競争法の適用と限界：「一般的経済利益を有するサービス」と EU 機能条約 106 条 2 項を題材に」、日本経済法学会年報 33号、2012年、127-135頁
- 25 土田和博、「規制改革と競争政策 - 電力自由化の比較法学的検討」、日本国際経済法学会編(村瀬信也編集代表)『国際経済法講座 通商・投資・競争』(法律文化社) 392-410頁、2012年
- 26 須網隆夫、「EU 法と国際法』、『多元化する EU ガバナンス』福田耕治編、早稲田大学出版部、2011年、7-37頁
- 27 越知保見、「ドイツ・フランスの競争法執行手続と日本法についての示唆 - 黙秘権・自己負罪拒否特権は行政手続で保護されるのか」、公正取引 727号、2011年、34-41頁
- 28 瀬領真悟、「アジア諸国における競争政策の動き」、公正取引 732号、2-8頁、2011年
- 29 宮井雅明、「EU における規制が競争に与える影響の把握・分析手法について：英国の制度を中心に」、公正取引 733号、2011年、44-50頁
- 30 宮井雅明、「経済法制の規定要因としての日米関係」、法の科学 42号、2011年、134-141頁
- 〔学会発表〕(計3件)
- 清水章雄、Constitutionalism and the WTO、International Workshop: Global Constitutionalism - East Asia and Europe、2014年2月22日、ルーヴァン大学(ベルギー)、非招待講演
- 土田和博、「独占禁止法の国際的執行：総論」、日本経済法学会、2013年10月19日、駒澤大学、非招待講演
- 東條吉純、「独禁法の適用範囲 国際カルテルを中心に」、日本経済法学会、2013年10月19日、駒澤大学、非招待講演
- 〔図書〕(計8件)
- 土田和博編著、日本評論社、『独占禁止法の国際的執行』、2012年、339頁
- 日本経済法学会、有斐閣、『競争法の国際的執行』(日本経済法学会年報 34号)、2013年、154頁
- 越知保見、成文堂、『独禁法事件・経済犯罪の立証と手続的保障：日米欧の比較と民事・行政・刑事分野の横断的研究』、2013年、539頁
- 青柳由香、『EU 競争法の公共サービスに対する適用とその限界』、日本評論社、360頁、2013年
- 須網隆夫・道垣内正人編著『国際ビジネスと法』日本評論社、2011年、300頁
- 中川淳司、清水章雄、平覚、間宮勇『国際経済法(第2版)』有斐閣、471頁、2012年
- 岡田羊祐・林秀弥編著『クラウド産業論』勁草書房、2014年2月、208頁
- 林秀弥『企業結合規制』商事法務、783頁、2011年
- 〔産業財産権〕  
出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者  
土田 和博 (TSUCHIDA, Kazuhiro)  
早稲田大学・法学学術院・教授  
研究者番号：60163820

(2)研究分担者  
清水 章雄 (SHIMIZU, Akio)  
早稲田大学・法学学術院・教授  
研究者番号：70142784

須網 隆夫 (SUAMI, Takao)  
早稲田大学・法学学術院・教授  
研究者番号：80262418

岡田 外司博 (OKADA, Toshihiro)  
早稲田大学・法学学術院・教授  
研究者番号：30213945

越知 保見 (OCHI, Yasumi)  
早稲田大学・法学学術院・教授（任期付）  
研究者番号：00554049

宮井 雅明 (MIYAI, Masaaki)  
立命館大学・法学部・教授  
研究者番号：70273159

東條 吉純 (TOJO, Yoshizumi)  
立教大学・法学部・教授  
研究者番号：70277739

瀬領 真悟 (SERYOU, Shingo)  
同志社大学・法学部・教授  
研究者番号：90192624

若林 亜理砂 (WAKABAYASHI, Arisa)

駒沢大学・その他の研究科・教授  
研究者番号：00298069

長谷河 亜希子 (HASEGAWA, Akiko)  
弘前大学・人文学部・准教授  
研究者番号：00431429

青柳 由香 (AOYAGI, Yuka)  
横浜国立大学・その他の研究科・准教授  
研究者番号：60548155

林 秀弥 (HAYASHI, Shuya)  
名古屋大学・法学研究科・教授  
研究者番号：30364037

渡邊 昭成 (WATANABE, Akinari)  
国土舘大学・法学部・教授  
研究者番号：90329061

(3)連携研究者  
( )

研究者番号：